判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

				資料番号	1 - 2		担当課	循環型社会推
		1		具作曲方			但当际	進課
法令名	廃棄物の処理及び清掃に関す	根拠条項		条の3の3 	不利益処			理施設に係る熱
	る法律		第	5項	分の種類	回	収施設の認知	定の取消し
(根拠)		'–						
	の処理及び清掃に関する法律	-	л і —	夜てたのい				
•	回収の機能を有する産業廃 条の三の三 第十五条第一				咖喱施≦孕	であ	って執回	Ⅲの機能を右
· · · —	もの(以下この条において							
	ころにより、次の各号のい							
ける	ことができる。							
- 1	当該熱回収施設が環境省令 ⁻	で定める技術	朽上 の	の基準に適応	合している	らこ	と。	
	申請者の能力が熱回収を的		、継	続して行う	に足りる	もの	として環	境省令で定め
	基準に適合するものである	こと。						
•			1.044		در مدهد در	_` `		****
	道府県知事は、認定熱回収			「山谷亏の	וימזץ פּו ש	こ週	信しなく	なつたと認め
96	きは、その認定を取り消する	ことかでさる	ົ້ວ。					
威奋物 /	の処理及び清掃に関する法	净体行相时						
	回収施設の技術上の基準)	半小心1 」 入元只」						
-	条の十一の六法第十五条	の=の=第	—頂	第一号の環	16省今で	定め	る技術上	の基準は、次
	りとする。							0) <u>+</u> +10()/(
— 1	第十二条第一号及び第三号	から第七号	まで	に規定する	基準並び	こ第	「十二条の」	二に規定する
基	準(当該熱回収施設に係る	ものに限る。) [「適合してい	ること。			
	発電の用に供する熱回収施		-					-
	し、当該発電の用に供する		がガ	え化改質方	式の焼却が	施設	であると	きは、発電機
-	設けられていることをもつ。	·				/-		╱╴ ∔ 在┏┏┎╱╧┍╷⊥
	発電の用に供する熱回収施 トエリスニト	設以外の知	шчх	(他設にのノ		コフ	「一人に影	父操恭办設门
	れていること。 熱回収により得られる熱量	乃バチの執	を雷	気に恋物す	ス분수に	ŧН	・ス当該雷	気の景を押堀
	るために必要な装置が設け					,,,,		メルノ重でした
	回収施設を設置している者		-	5				
第十二	条の十一の七法第十五条	の三の三第	一項	第二号の環	境省令で対	定め	る基準は	、次に掲げる
とお	りとする。							
— ;	次の基準に適合した熱回収	を行うことフ	がで	きる者である	ること。			
	第五条の五の五第一項第	四号八の算	式に	より算定し	た年間の	熟回	収率が、	+パーセント
	以上であること。		<u> </u>			- ^		
	当該熱回収施設に投入さ				の総熱量で	を言	計した熟	重の三十八一
	セントを超えて燃料の投入 当該熱回収施設における熱				亜を滝打り	-2-	ニーレが	できる老でぁ
	日認然回収施設にのりる統 こと。	山北に少女	ʹみͽΣ	い用いた日子	地で旭川	L 1ے		ている日にの
2								

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

						T		ᄯᄪᆈᆋᄉᄲ	
				資料番号	1 - 2		担当課	循環型社会推 進課	
法令名	廃棄物の処理及び清掃に関す	根拠条項	15	条の3の3	不利益処	産	業廃棄物処	理施設に係る熱	
7271	る法律	10000000	第5	5項	分の種類	ᄜ	又施設の認知	定の取消し	
(産	業廃棄物処理施設の技術上の	の基準)							
第十二	条法第十五条の二第一項	第一号(法	第十	五条の二の	六第二項	こお	いて準用	する場合を含	
む。	次条第一項において同じ。)	の規定によ	る産	業廃棄物処	U理施設()	産業	廃棄物の	最終処分場を	
除く	。次条、第十二条の六及び第	計二条の七	こにま	いて同じ。)の全てに	共道	通する技術	防上の基準は、	
	とおりとする。								
	自重、積載荷重その他の荷	重、地震力)	及びえ	温度応力に	対して構造	鮞フ	り上安全で	であること。	
_									
	産業廃棄物、産業廃棄物の					施設	において	使用する薬剤	
_	による腐食を防止するため				-	·			
四 産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な構造のものであり、 又は必要な設備が設けられていること。									
又は必要な設備が設けられていること。									
五 著しい騒音及び振動を発生し、周囲の生活環境を損なわないものであること。									
六 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとする ために必要な排水処理設備が設けられていること									
ために必要な排水処理設備が設けられていること。									
七 産業廃棄物の受入設備及び処理された産業廃棄物の貯留設備は、施設の処理能力に応じ、 十分な容量を有するものであること。									
1	力は谷里を行りるものとの								
第十一	条の二 法第十五条の二第	5—佰第—5	⊧ຫŧ	見定によるi	産業感産物	勿机	理施設の	技術上の基準	
	前条に定めるもののほか、る					5~1			
	第七条第一号に掲げる施設				-	る床	又は地盤	面が、不透水	
	材料で築造され、又は被覆		-			- // 1	,		
-	第七条第二号に掲げる施設			· -	技術上の	基準	は、施設	の煙突から排	
	れるガスにより生活環境保	•							
が設	けられていることとする。								
4 令	第七条第二号に掲げる施設	(天日乾燥)	もして	こ限る。)の	技術上の基	[準]	よ、次のと	こおりとする。	
-	天日乾燥床の側面及び底面	よ、不透水物	生の材	材料が用い	られている	らこと	Ľ.		
_	天日乾燥床の周囲には、地球	表水の天日韓	吃燥	末への流入る	を防止する	らため	りに必要な	は開渠(きよ)	
そ	の他の設備が設けられている	ること。							
その他の設備が設けられていること。5 令第七条第三号、第五号、第八号、第十二号及び第十三号の二に掲げる施設(次項に掲げる)									
5 令	弟七杀弟二亏、弟五亏、弟	八号、第十	二号	及び第十三	号の二に	渇げ	る施設(次項に掲げる	
	第七条第二号、第五号、第 を除く。)の技術上の基準は						•		
もの 力ま	を除く。) の技術上の基準は でを除く。) の規定の例によ	t、第四条第 こるほか、次	「一項 このと	第七号(同 おりとする	枵□(1		•		
もの カま 一	を除く。) の技術上の基準は でを除く。) の規定の例によ 次の要件を備えた燃焼室が	、第四条第 るほか、次 没けられてい	「一項 (のと 、ハる。	第七号 (同 :おりとする こと。]号口(1 5。)及	び(2)	並びにヌから	
もの カま 一	を除く。)の技術上の基準は でを除く。)の規定の例によ 次の要件を備えた燃焼室が 燃焼ガスの温度が摂氏八	、第四条第 こるほか、次 設けられてい 百度 (令第	「一項 (のと 、ハる こ 七条	第七号 (同 :おりとする こと。 第十二号に	号ロ(1 。 掲げる施調)及 設に	び(2) あつては	並びにヌから 、摂氏千百度	
もの カま ー イ	を除く。)の技術上の基準は でを除く。)の規定の例によ 次の要件を備えた燃焼室が 燃焼ガスの温度が摂氏八 (ただし、当該施設のうち、	、第四条第 るほか、次 设けられてし 百度 (令第 、無害化処	「 「 「 の と 、 い る に そ	第七号 (同 :おりとする こと。 第十二号に 係る特例の	号口(1)。 掲げる施調 対象となる)及 設に る一	び(2) あつては 般廃棄物	並びにヌから 、 摂氏千百度 及び産業廃棄	
もの カま ー イ	を除く。)の技術上の基準は でを除く。)の規定の例によ 次の要件を備えた燃焼室が 燃焼ガスの温度が摂氏八 (ただし、当該施設のうち、 物(平成十八年環境省告示	、第四条第 るほか、次 設けられてい 百度 (令第 、無害化処 第九十八号	「のるる、人」のでは、「」のので、「」のので、「」のので、「」のので、「」のので、「」のので、「」のので、「」のので、「」のので、「」のので、「」ののので、「」ののので、「」ののので、「」ののので、「」のの	第七号 (同 :おりとする こと。 第十二号に 係る特例の 二項第一号	号口(1 う。 掲げる施調 対象となる から第三号) 及 設 る 号 ま	び(2) あつては 般廃 棄 物 でに掲げ	並びにヌから 、摂氏千百度 及び産業廃棄 る産業廃 棄 物	
もの カま 一 イ	を除く。)の技術上の基準は でを除く。)の規定の例によ 次の要件を備えた燃焼室が 燃焼ガスの温度が摂氏八 (ただし、当該施設のうち、	、第四条第 るほか、次 設けられてい 百度 (令第 、無害化処 第九十八号	「のるる、人」のでは、「」のので、「」のので、「」のので、「」のので、「」のので、「」のので、「」のので、「」のので、「」のので、「」のので、「」ののので、「」ののので、「」ののので、「」ののので、「」のの	第七号 (同 :おりとする こと。 第十二号に 係る特例の 二項第一号	号口(1 う。 掲げる施調 対象となる から第三号) 及 設 る 号 ま	び(2) あつては 般廃 棄 物 でに掲げ	並びにヌから 、摂氏千百度 及び産業廃棄 る産業廃 棄 物	

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

				資料番号	1 - 2		担当課	循環型社会推 進課
法令名	廃棄物の処理及び清掃に関す	根拠条項	15	条の3の3	不利益処	産	業廃棄物処	理施設に係る熱
Ĭ	る法律		第5	項	分の種類	回	収施設の認知	定の取消し
	燃焼ガスが、摂氏八百度	(令第七条)	第十	二号に掲げ	る施設にな	あつ	ては、摂	氏千百度(た
	だし、当該施設のうち、無害							
	成十八年環境省告示第九十人	八号)第二	項第	一号から第	三号まで	こ掲	げる産業	廃棄物の焼却
	施設にあつては、摂氏八百五	五十度))以	上の	温度を保ち	うつ、二	眇り	し上滞留で	きるものであ
	ること。	···-						
	令第七条第五号に掲げる							_
	又はポリ塩化ビフェニル処理							
	からの廃油の流出を防止す							
	該施設が設置される床又は	地盤面は、	廃油	が浸透しな	い材料で第	築造	され、又	は被覆されて
	いること。							
	第七条第三号、第五号、第		-			•		
	び電気炉等を用いた焼却施調							
	ガス化改質方式の焼却施設の		— ·			. –		
	てその例によるものとされ	こ同項第七号	<u> </u>	からカまで	を除く。)(の現	定の例に	よることとす
_3			<u> </u>					
	電気炉等を用いた焼却施設の						-	
	てその例によるものとされ	こ同頃第七号	号又 7	からカまで	を除く。)(の現	定の例に	よることとす
3			<u></u> +>+++					
	第七条第四号に掲げる施設の		-			-		
	事故時における受入設備、					50)廃油の流	出を防止する
	めに必要な流出防止堤その低				-			
	施設が設置される床又は地	謡囬に、水	ROX	油か浸透し	ない材料	で采	這され、	又は彼復され
-	いること。	∽++≁= ⊢∽`	╈⊯		う ま つ ち つ ろ ち の し の の	T IJ (トフィーム	
•	第七条第六号に掲げる施設の		— ·					
	カリ及び中和剤の供給量を調			いに発設ス	は廃ビル	עני	と中和剤	こを)混合9合
	はん装置が設けられているこ			∿++4 <u>+</u> ⊢∽-		· ~	レナハレコ	+7
	第七条第七号及び第八号の二							-
	破砕によつて生ずる粉じん。 他の必要な装置が設けられて			を1971月9 つ	にのに必っ	安心	、果しん品	、取小表直て
	他の必要な表重が取りられる 破砕した廃プラスチック類(-		た加公する	ために「	工約	а т ан	
			•					
	、かつ密度を高めて固形化す と。	990020	₀ריו	以下回し。) 21])	∕勿⊏	$1 \subset 0 \cup C$	IN VICTO
	こ。 定量ずつ連続的に廃プラン	フチック類	を成	形设借に招	いすること	レか	できる供	絵言な供かきなけ
	られていること。		<u>کرا ک</u>			_/J		
		七口におけ	ス涅	産芸↓.~け		表の	濃度を演	結めに測定す
-	るための装置が設けられた					₹V,	「辰反で圧」	이다 가드/있ん도 9
	次の要件を備えた冷却設備					協定	司化した回	゙ゕ゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚ゔゔヸゕ
/\	八切女口で開たにマロロ		L C L			_約日	山口しにほ	モノノヘノツ

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

					n		1			
				資料番号	1 - 2		担当課	循環型社会推 進課		
计 办存	廃棄物の処理及び清掃に関す	根拠条項	15	条の3の3	不利益処	産	業廃棄物処	理施設に係る熱		
法令名	る法律	依拠于填	第5	5項	分の種類	미	収施設の認知	定の取消し		
	ク類の温度が、保管設備へ掛	般入するまで	でに	外気温度を	大きく上回	161	ない程度と	となる場合は、		
	この限りでない。									
	(1) 圧縮固化した廃プラス	チック類の	温度	を外気温度	を大きく	上回	らない程	度に冷却でき		
	るものであること。		`o 🕁			ь ц	· · · ·			
	(2) 冷却設備の入口及び出			-						
	ること。ただし、水に浸	して江和回	11.0	に用ノノ人	テック決戦	217	如うの泡			
	りでない。 (3) 冷却設備内の温度又は・	一般化岩実	うじゅ	府东海结的	に測定する	z +_	ある祥和	がきりょうちて		
	()									
	いること。ただし、水に 限りでない。	皮して圧縮	回化	しに廃ノフ	ステックデ	油の	1771 9 O	场古は、この		
ニ 圧縮固化した廃プラスチック類を保管する場合にあつては、次の要件を備えた保管設備										
	が設けられていること。			0-2100		//•/				
		きる構造でる	ちるこ	- 6						
(1) 常時換気することができる構造であること。 (2) 散水装置、消火栓その他の消火設備が設けられていること。										
ホ 圧縮固化した廃プラスチック類をサイロその他の閉鎖された場所に保管する場合(トに										
ある。 「おける場合を除く。」にあつては、次の要件を備えた保管設備が設けられていること。										
	(1) 保管設備内の温度及び									
	置が設けられていること。									
	(2) 異常な温度の上昇その	他の異常な	事態	が生じた場	合に、圧約	宿固	化した廃	プラスチック		
	類を速やかに取り出すこ	とができる	構造	であること	又は不活	生ガ	えを封入	するための装		
	置その他の発火を防止する	る設備が設	ナらオ	れているこの	と。					
~	圧縮固化した廃プラスチ	ック類をピ	ット	その他の外	気に開放る	され	た場所に	容器を用いな		
	いで保管する場合であつて、	、当該保管	の期	間が七日を	超えるとる	ŧ,	又は保管	することので		
	きる圧縮固化した廃プラス	チック類の	数量	が、圧縮固	化を行う詞	設備	の一日当	たりの処理能		
	力に相当する数量に七を乗	じて得られ	る数	量を超える	ときは、冫	欠の	要件を備	えた保管設備		
	が設けられていること。									
	(1) 圧縮固化した廃プラス	チック類の	表面	温度を連続	的に監視す	する	ための装	置が設けられ		
	ていること。									
	(2) 保管設備内の温度を連続									
	と。ただし、圧縮固化し					hT	いること	により通風が		
	良好である場所に保管する				•					
-	圧縮固化した廃プラスチ									
	て、当該保管の期間が七日									
	スチック類の数量が、圧縮			=						
	乗じて得られる数量を超え。	るとさは、	())	規正にかか	わらり、)	火の	安忤を怖	んに休官設備		
	が設けられていること。	エック若の■	さん しょうしょう しょう		⊓୲┿╩Ӕ╹	+_==	あっ芳年チ			
	(1) 圧縮固化した廃プラス	テツク類の智	図1七	こよる先熟	スは光土し	ハこき	いの	ビビリタクに		

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

				資料番号	1 - 2		担当課	循環型社会推進課
	廃棄物の処理及び清掃に関す		15	」 条の3の3	不利益処	産	」 業廃棄物処	理施設に係る熱
法令名	る法律	根拠条項	第	5項	分の種類		収施設の認知	定の取消し
	めに必要な措置が講じられ	れているこ	<u>با</u>					
	 (2) 圧縮固化した廃プ 		-	連続的に保	管設備に払	般入	する場合	は、当該圧縮
	した廃プラスチック							
	こと。ただし、他の保管							
	入する場合は、この限り	でない。						
	(3) 保管設備内の温度、	、一酸化炭	素の	濃度その他	保管設備で	を適	切に管理	するために必
	要な項目を連続的に測定	し、かつ、言	記録	するための	装置が設け	15:	れているこ	こと。
	(4) 異常な温度の上昇・	その他の異	常な	事態が生じ	た場合に、	不	活性ガス	を封入するた
	めの装置その他の発火を	防止する設備	帯が	設けられて	いること。			
10 令	第七条第九号に掲げる施設	の技術上の	基準	は、第二項	の規定の	列に	よるほか	、汚泥、セメ
ント	及び水を均一に混合するこの	とができる	昆練	設備が設け	られている	うこ	ととする。	
11 令	第七条第十号に掲げる施設	の技術上の	基準	は、第二項	及び第三	頁の	規定の例	によるほか、
次の	とおりとする。							
- 1	次の要件を備えたばい焼設	帯が設けら れ	hτ	いること。				
イ	ばい焼温度がおおむね摂	氏六百度以	上の	状態で汚泥	をばい焼き	する	ことがで	きるものであ
	ること。							
	ばい焼温度を速やかにイ	に掲げる温	度以	上にし、及	びこれを	呆つ	ために必	要な加熱装置
	が設けられていること。							
	ばい焼により発生する水銀						-	
	第七条第十号の二に掲げる旗					-	- 0	
	事故時における反応設備等							
	備が設けられ、かつ、当該		21	る休又は地	盛田に、ス	水動	か浸透し	ない材料で染
	され、又は被覆されている。		7 1 \	フーレ				
	次の要件を備えた反応設備な		-		レがっキ	フᅫ	: 早 むきいナ	こわていてー
	精製された水銀と硫黄と	219—1010	子以	ルントレクト	とかできる	৯	「「」の「」	511(1)20
	と。 外気と遮断されたもので	ホスーレワ	1+6	広証供由を	各広に保っ	<u> </u>	レがブキ	スナのブある
	「アメにと過めていたもので、	めること又	IY N	儿馆女佣的企	貝圧に休			350C03
	ここ。 排気口又は排気筒から排	出される水	纪力	フにトス生	活理時の	모수	トの古陪	が生じたいと
	うにすることができる水銀					不工	工の文牌	いたいよいよ
	第七条第十一号に掲げる施					つ仮	にょろけ	かったのとお
	する。			·+I& /J_				
_	高温熱分解方式の施設にあ	っては、第	三項	の規定の例	によるほ	か、	次の要件	を備えた熱分
解	設備が設けられていること					- `		
1	分解室の出口における炉	-	ね摂	氏九百度以	上の状態	でシ	アン化合	物を分解する
	ことができるものであるこの							
	分解室の出口における炉油	温を速やか	こイ	に掲げる温	度以上にし	、)	及びこれを	を保つために

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

				資料番号	1 - 2		担当課	循環型社会推
	廃棄物の処理及び清掃に関す		15	 条の3の3	不利益処	丧	<u> </u>	」進課 理施設に係る熱
法令名	る法律	根拠条項	-	_{来の3} の3 5項	分の種類		果焼果物処 収施設の認知	
		ていること。			I			
ハ	分解室への供給空気量を詰	間節するこの	とが	できる装置が	が設けられ	て	いること。	
_	酸化分解方式の施設にあ							
	節する設備並びに廃酸又は	発アルカリ	と酸	化剤及び中	和剤とを	昆合	するかく	はん装置が設
	けられていること。 第七条第十一号の二に掲げ:	z ᡩᡄ≐ᡅᡢ᠇ᡰ᠋ᠴᡝ	±∓⊢.	の甘進け、	ケクトキロ	۱ L-	オス	
	第七条第十一号の二に掲げる 外気と遮断された状態で廃							することがで
	る供給装置が設けられてい							
	ない溶融施設にあつては、こ	-				70 <i>7</i> 4		
_	次の要件を備えた溶融炉が調							
イ	廃石綿等又は石綿含有産	業廃棄物を	摂氏	千五百度以	上の状態	で溶	瀜するこ	とができるも
(のであること。							
		石綿含有産	業廃	棄物の溶融	に必要な	带留	時間の間	保つことがで
	きるものであること。		\ch = 1			± ->	- 1 4	+ 2 + 11/# 2 ~
	適切な溶融炉内の温度を	• • • •	浴船	炉内の空気	重を調即	୭୦	ことかで	きる設備その
	他の必要な設備が設けられ ⁻ 溶融炉内の温度を間接的に		レが	できろ位罟	1二 当家	位害	の迴府を	浦結めに測定
	、かつ、記録するための装			-				
	つ、連続的に測定し、かつ、			-				
l I						_		
四:	排気ロ又は排気筒から排出	される排ガ	スに	よる生活環	境の保全	Ŀσ	支障が生	じないように
す	ることができる排ガス処理語	殳備(ばい	じん	を除去する	高度の機能	を	有するもの)に限る。) が
	けられていること。							
	溶融処理に伴い生ずる物(日	-		。以卜 ' 浴滿	融処埋生反	、物	」という。)の流動状態
	確認できる設備が設けられ ⁻ 溶融炉内に石綿含有産業廃	-		ために必要	たななな	<u>ج</u> ج	堤合にあ	つてけ 次の
	件を備えた破砕設備が設け				ምትም ነው። ትርጉ			
	投入する廃棄物に破砕に				ないこと	を連	続的に監	視するために
	必要な措置が講じられている	ること。						
	建物の中に設けられてい	ること。た	だし	、周囲に石	綿含有産	業廃	棄物が飛	散しないよう
	に破砕設備と一体となった気							-
	破砕によって生ずる粉じ,							-
-	除去する高度の機能を有する ステレ	らものに限る	5.)	及び取水袋	直ての他	必要	は 装直 か	設けられてい
	ること。 第七条第十二号の二に掲げ	ろ施設(ポ	リ塩	。 化ビフェー	儿汚迩勿	こ 涂	布され	染み込み 付
	、又は封入されたポリ塩化							
	」という。)を除く。)の技術							

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

				資料番号	1 - 2		担当課	循環型社会推 進課
法令名	廃棄物の処理及び清掃に関す る法律	根拠条項	-	 条の3の3 5項	不利益処 分の種類		業廃棄物処 収施設の認知	理施設に係る熱 定の取消し
	事故時における受入設備、						17430HX - F H07	
	めに必要な流出防止堤その							
	は、廃油、廃酸及び廃アル			-				
_	処理しようとする廃ポリ塩	化ビフェニ	ル等	又はポリ塩	化ビフェ	ニル	処理物及	びこれらの処
理	により生じた産業廃棄物の	生状を分析す	する	ことができ	る設備が設	別ナ	られている	ること。
三	脱塩素化分解方式の施設にな	あつては、冫	次に	よること。				
-	次の要件を備えた反応設備		-	- •				
	(1) 廃ポリ塩化ビフェニル	- · ·	-					
	ん装置並びに当該混合物		応の	進行に必要	な温度に	呆つ	ことがで	きる温度制御
	装置が設けられているこ		<u></u>	1 /-	<u>+</u> ⊐∧⊐_+ → →			
	(2) 反応中の混合物の温度	を連続的に	測正	し、かつ、	記録する7	この	の装直か	設けられてい
	ること。		زر را را	`→u //	T田井加丁レッジ、	おす		早去 卸約 十 7
	廃ポリ塩化ビフェニル等 設備が設けられていること。	••••	11.C	ノエール処	理初及び	柴 剤	寺の浜高	重を調則9る
	設備が設けられていること。 水熱酸化分解方式の施設にる		ケー	トスニレ				
	次の要件を備えた反応設備							
-	(1) 高温及び高圧に耐え、		-		に必要な	苦苦	が講じら	れた反応器を
	有すること。					нш		
	(2)反応器内を水熱酸化分	解に必要な	温度	及び圧力と	し、かつ、	Ę	れらを保	つことができ
	る温度制御装置及び圧力に							
	(3) 反応器内の混合物の温	度及び圧力	を連	続的に測定	し、かつ、	記	録するた	めの装置が設
	けられていること。							
	廃ポリ塩化ビフェニル等	又はポリ塩	化ビ	フェニル処	理物及び	睃化	剤等の供給	給量を調節す
	るための設備が設けられてい	- •						
	反応終了後の混合物を冷却					衍	ナられてい	ること。
	還元熱化学分解方式の施設			-				
1						温化	,ヒフェニ	ル処埋物を反
_	応設備に投入することができ				いること。			
	次の要件を備えた反応設((1) 高温に耐え、かつ、腐(出出が詳し	۰ <i>ב</i> ۱	hTUZ-	- F
	(1) 同畑に耐え、かり、腐((2) 廃ポリ塩化ビフェニル							
	(2) 廃小り塩化ビノエニル び滞留時間並びに反応に							
	できるものであること。		0			~~~~	主で地址	
	(3) 外気と遮断されたもの ⁻	であること。						
	(4) 反応に必要な薬剤とし ⁻	-		スの供給装置	置が設けら	sh	ていること	
	(5) 爆発を防止するために	必要な措置が	が講	じられてい	ること。			
	(6)反応設備内の温度、圧な	カ及び反応	こ必要	要な薬剤と	して用いら	sh	るガスの俳	総量を連続

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

				資料番号	1 - 2		担当課	循環型社会推 進課
计众权	廃棄物の処理及び清掃に関す	根拠条項	15	条の3の3	不利益処	産	業廃棄物処	理施設に係る熱
法令名	る法律	低地示填	第	5項	分の種類	回	収施設の認知	定の取消し
	的に測定し、かつ、記録で	するための	装置	が設けられ	ていること			
ハ	次の要件を備えた除去設備	構が設けら れ	hti	いること。				
	(1) 反応設備から排出され	た生成ガス	中の	粒子状の物	質等及び均	富化	水素その	他のガスを除
	去することができるもの	であること。						
	(2) 除去設備から排出され		中の	主要な成分	を測定し、	が	いて、記録	するための装
	置が設けられていること。							
	事故時における反応設備	からのガス	の漏	出を防止す	ることが	でき	る設備が	設けられてい
	ること。							
	粒子状の物質等を排出し、			-			•	
	等の飛散及び流出を防止する)が設け	51	ているこ	と。
	光分解方式の施設にあつては		-					
	次の要件を備えた反応設備			-		v 		
	(1) 廃ポリ塩化ビフェニル					-		
	ん装置並びに当該混合物の		心の	進行に必要	な温度に	未 _	しとかぐ	さる温度制御
	装置が設けられていること	-0	+12	ヘートが ズ	キフ此別の	ė —	.ヽ <i>.</i> -+ * -×*=л	はこわていて
	(2) 光化学反応の進行に必要	安は 忠 別 重	を1木	ノことかで	さる系が	永フ	ノノル設	1)511(115
	こと。 (3) 反応中の混合物の温度 [;]	た。南独山に	油中	しょう	≐⊐¢⊒+≠z+	- *	の神解が	されてい
	(3) 文心中の混合物の温度。	を注約四川に	炽化		記述米 9 つ /	رەپ	の衣車小	
	。 廃ポリ塩化ビフェニル等)		ルレ	。 ファールの	1田七の てらて パジ	広ろ	「作うない」	景を運筋する
	逸術が設けられていること。			· / エ _ / / 処		₩Н:		重て的はする
	次の要件を備えた反応終		物の	処理設備(生物分解	设健	あて 脱塩	素化分解設備
	に限る。)が設けられている							
	物として処理する場合は、こ	-	-					
	(1) 当該混合物及び薬剤等		- •		びにこれ	3D	混合物の	温度を反応の
	進行に必要な温度に保つる	ことができ	る温	度制御装置	が設けられ	て	いること。	
	(2) 反応中の混合物の温度	を連続的に	測定	し、かつ、	記録する	こめ	の装置が	設けられてい
	ること。							
	(3) 当該処理設備が生物分(解設備の場	合に	あつては、	当該処理語	殳備	から排出	される排気に
	よる生活環境保全上の支	障が生じな	いよ	うにするこ	とができる	5排	気処理装	置等が設けら
	れていること。							
	プラズマ分解方式の施設にな			-				
	外気と遮断された状態で、		-	-		 血化	ビフェニ	ル処理物を反
	応設備に投入することができ				いること。			
	次の要件を備えた反応設備		-					
	(1) 高温に耐え、かつ、腐1 -	度を防止す	るた	のに必要な	措置が講し	56	れた反応	話を有するこ
	と。							

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

				1				
				資料番号	1 - 2		担当課	循環型社会推 進課
计会会	廃棄物の処理及び清掃に関す	根拠条項	15	条の3の3	不利益処	産	業廃棄物処	理施設に係る熱
法令名	る法律	依拠示坦	第5	5項	分の種類	回	収施設の認知	定の取消し
		等又はポリ	塩化	ビフェニル	処理物の分	合飯	に必要な	滞留時間を適
	正に保つことができるもの			<i>C / 1 = //</i>		5 101		
	(3) プラズマの発生に必要		-	を適正に保っ	っことがで	ج	ろものでお	ふステレ
	(4) 外気と遮断されたもの							
	(4) パメにと遮断されたもの			罢 ひょく 電力/	ᡔ/ᡰᡰ᠈᠘ᡃᡰᡸ᠌᠌	₹.~!	いけこわつ	ロリスート
	(6) 反応に必要な薬剤とし							
	(7) プラズマの発生に必要							
	の温度、反応器内の圧力					15	カスの批	給重を運続的
	に測定し、かつ、記録す				-			
	(8) 爆発を防止するために				ること。			
	次の要件を備えた除去設合			-				
	(1) 反応設備から排出され		•	粒子状の物	質等及び均	盒化	水素その	他のガスを除
	去することができるもの	-						
	(2) 除去設備から排出され	た生成ガス	中の	主要な成分	を測定し、	か	つ、記録	するための装
	置が設けられていること。	,						
=	事故時における反応設備	からのガス	の漏	出を防止す	ることがつ	でき	る設備が	設けられてい
	ること。							
朩	粒子状の物質等を排出し	、貯留する	こと	ができる取	出設備及7	び貯	留設備()	粒子状の物質
	等の飛散及び流出を防止する	ることができ	きる	ものに限る。) が設け	51	ているこ	と。
16 令	第七条第十二号の二に掲げる	る施設(ポ	リ塩	化ビフェニル	し汚染物分	解	施設に限る	5。)の技術上
	準は、次のとおりとする。							
	事故時における受入設備、	反応設備等	から	の廃油、廃	酸及び廃る	アル	カリの流	出を防止する
	めに必要な流出防止堤その							
	は、廃油、廃酸及び廃アル			-				
	処理しようとするポリ塩化							•
	分析することができる設備							
	水熱酸化分解方式の施設に			-				
	次の要件を備えた供給設			-				
	(1) ポリ塩化ビフェニル汚			-	スキのでお	: Z :	- L	
	(1) ポリ塩化ビフェニル汚							スキのである
	(2) かり温心とフェール/5:		I.P'A'I	うり穴加里	(11) 四月) 9 (1			000000
	ここ。 次の要件を備えた反応設備	生が注りまた・	hTI	UZ-L				
	(1) 高温及び高圧に耐え、			-	に必要な	土室	お作用してい	わたら広望た
		小ノ、肉艮	ፈስጋ	Ш9 Э/СФ)	に必安は	日目	小神しら	10~2メルビ品で
	有すること。	約1ー心市+、				_	わこナル	ヘーレギッナ
	(2) 反応器内を水熱酸化分類					ر	いって休	ノことかでき
	る温度制御装置及び圧力				-	±¬∕		ᄡᇑᆧᇏᆉᇔᆈ
	(3) 反応器内の混合物の温(夏反い上刀	と理	統的に測定	し、かり、	記	球りるため	りの装直か設

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

 はまま はままままままままます。
 法令名 高法律 根拠祭頃 第5項 分の種類 回収施設の認定の取消し けられていること。 ハ 反応終了後の混合物を冷却及び減圧して気液を分離する設備が設けられていること。 四 還元熱化学分解方式の施設にあつては、次によること。 イ 供給設備は、ポリ塩化ビフェニル汚染物を破砕することができるものであること。 ロ 次の要件を備えた反応設備が設けられていること。 (1) 高温に耐え、かつ、腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。 (2) ポリ塩化ビフェニルの分解に必要な温度、圧力及び滞留時間並びに反応に必要な薬剤として用いられるガスの供給量を適正に保つことができるものであること。 (3) 外気と遮断されたものであること。 (4) 反応に必要な薬剤として用いられるガスの供給装置が設けられていること。 (5) 爆発を防止するために必要な措置が講じられていること。 (6) 反応設備内の温度、圧力及び反応に必要な薬剤として用いられるガスの供給量を連絡的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。 (1) 反応設備から排出された生成ガス中の粒子状の物質等及び塩化水素その他のガスを解去することができるものであること。 (2) 除去設備から排出された生成ガス中の主要な成分を測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。 二 事故時における反応設備からのガスの漏出を防止することができる設備が設けられていること。 ホ 粒子状の物質等を排出し、貯留することができる取出設備及び貯留設備(粒子状の物質等の飛散及び流出を防止することができるものに限る。)が設けられていること。
 けられていること。 八 反応終了後の混合物を冷却及び減圧して気液を分離する設備が設けられていること。 四 還元熱化学分解方式の施設にあつては、次によること。 イ 供給設備は、ポリ塩化ピフェニル汚染物を破砕することができるものであること。 ロ 次の要件を備えた反応設備が設けられていること。 (1) 高温に耐え、かつ、腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。 (2) ポリ塩化ピフェニルの分解に必要な温度、圧力及び滞留時間並びに反応に必要な薬剤として用いられるガスの供給量を適正に保つことができるものであること。 (3) 外気と遮断されたものであること。 (4) 反応に必要な薬剤として用いられるガスの供給装置が設けられていること。 (5) 爆発を防止するために必要な措置が講じられていること。 (6) 反応設備内の温度、圧力及び反応に必要な薬剤として用いられるガスの供給量を連絡的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。 (1) 反応設備から排出された生成ガス中の粒子状の物質等及び塩化水素その他のガスを修去することができるものであること。 (2) 除去設備から排出された生成ガス中の主要な成分を測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。 二 事故時における反応設備からのガスの漏出を防止することができる設備が設けられていること。 ホ 粒子状の物質等を排出し、貯留することができる取出設備及び貯留設備(粒子状の物質等の飛散及び流出を防止することができるものに限る。)が設けられていること。
 ハ 反応終了後の混合物を冷却及び減圧して気液を分離する設備が設けられていること。 四 還元熱化学分解方式の施設にあつては、次によること。 イ 供給設備は、ポリ塩化ビフェニル汚染物を破砕することができるものであること。 ロ 次の要件を備えた反応設備が設けられていること。 (1) 高温に耐え、かつ、腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。 (2) ポリ塩化ビフェニルの分解に必要な温度、圧力及び滞留時間並びに反応に必要な薬剤として用いられるガスの供給量を適正に保つことができるものであること。 (3) 外気と遮断されたものであること。 (4) 反応に必要な薬剤として用いられるガスの供給装置が設けられていること。 (5) 爆発を防止するために必要な潜置が講じられていること。 (6) 反応設備内の温度、圧力及び反応に必要な薬剤として用いられるガスの供給量を連絡的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。 ハ 次の要件を備えた除去設備が設けられていること。 (1) 反応設備から排出された生成ガス中の粒子状の物質等及び塩化水素その他のガスを除去することができるものであること。 (2) 除去設備から排出された生成ガス中の主要な成分を測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。 ニ 事故時における反応設備からのガスの漏出を防止することができる設備が設けられていること。 ホ 粒子状の物質等を排出し、貯留することができる取出設備及び貯留設備(粒子状の物質等の飛散及び流出を防止することができるものに限る。)が設けられていること。
 四 還元熱化学分解方式の施設にあつては、次によること。 イ 供給設備は、ポリ塩化ビフェニル汚染物を破砕することができるものであること。 ロ 次の要件を備えた反応設備が設けられていること。 (1) 高温に耐え、かつ、腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。 (2) ポリ塩化ビフェニルの分解に必要な温度、圧力及び滞留時間並びに反応に必要な薬剤として用いられるガスの供給量を適正に保つことができるものであること。 (3) 外気と遮断されたものであること。 (4) 反応に必要な薬剤として用いられるガスの供給装置が設けられていること。 (5) 爆発を防止するために必要な措置が講じられていること。 (6) 反応設備内の温度、圧力及び反応に必要な薬剤として用いられるガスの供給量を連絡的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。 ハ 次の要件を備えた除去設備が設けられていること。 (1) 反応設備から排出された生成ガス中の粒子状の物質等及び塩化水素その他のガスを除去することができるものであること。 (2) 除去設備から排出された生成ガス中の主要な成分を測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。 ニ 事故時における反応設備からのガスの漏出を防止することができる設備が設けられていること。 ホ 粒子状の物質等を排出し、貯留することができる取出設備及び貯留設備(粒子状の物質等の飛散及び流出を防止することができるものに限る。)が設けられていること。
 イ供給設備は、ポリ塩化ビフェニル汚染物を破砕することができるものであること。 ロ次の要件を備えた反応設備が設けられていること。 (1)高温に耐え、かつ、腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。 (2)ポリ塩化ビフェニルの分解に必要な温度、圧力及び滞留時間並びに反応に必要な薬剤として用いられるガスの供給量を適正に保つことができるものであること。 (3)外気と遮断されたものであること。 (4)反応に必要な薬剤として用いられるガスの供給装置が設けられていること。 (5)爆発を防止するために必要な措置が講じられていること。 (6)反応設備内の温度、圧力及び反応に必要な薬剤として用いられるガスの供給量を連絡的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。 (1)反応設備から排出された生成ガス中の粒子状の物質等及び塩化水素その他のガスを除去することができるものであること。 (2)除去設備から排出された生成ガス中の主要な成分を測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。 こ 事故時における反応設備からのガスの漏出を防止することができる設備が設けられていること。 本 粒子状の物質等を排出し、貯留することができる取出設備及び貯留設備(粒子状の物質等の飛散及び流出を防止することができるものに限る。)が設けられていること。
 (1) 高温に耐え、かつ、腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。 (2) ポリ塩化ビフェニルの分解に必要な温度、圧力及び滞留時間並びに反応に必要な薬剤として用いられるガスの供給量を適正に保つことができるものであること。 (3) 外気と遮断されたものであること。 (4) 反応に必要な薬剤として用いられるガスの供給装置が設けられていること。 (5) 爆発を防止するために必要な措置が講じられていること。 (6) 反応設備内の温度、圧力及び反応に必要な薬剤として用いられるガスの供給量を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。 (7) 次の要件を備えた除去設備が設けられていること。 (1) 反応設備から排出された生成ガス中の粒子状の物質等及び塩化水素その他のガスを認去することができるものであること。 (2) 除去設備から排出された生成ガス中の主要な成分を測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。 二 事故時における反応設備からのガスの漏出を防止することができる設備が設けられていること。 ホ 粒子状の物質等を排出し、貯留することができる取出設備及び貯留設備(粒子状の物質等の飛散及び流出を防止することができるものに限る。)が設けられていること。
 (2) ポリ塩化ビフェニルの分解に必要な温度、圧力及び滞留時間並びに反応に必要な薬剤として用いられるガスの供給量を適正に保つことができるものであること。 (3) 外気と遮断されたものであること。 (4) 反応に必要な薬剤として用いられるガスの供給装置が設けられていること。 (5) 爆発を防止するために必要な措置が講じられていること。 (6) 反応設備内の温度、圧力及び反応に必要な薬剤として用いられるガスの供給量を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。 ハ 次の要件を備えた除去設備が設けられていること。 (1) 反応設備から排出された生成ガス中の粒子状の物質等及び塩化水素その他のガスを踏去することができるものであること。 (2) 除去設備から排出された生成ガス中の主要な成分を測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。 ニ 事故時における反応設備からのガスの漏出を防止することができる設備が設けられていること。 ホ 粒子状の物質等を排出し、貯留することができる取出設備及び貯留設備(粒子状の物質等の飛散及び流出を防止することができるものに限る。)が設けられていること。
 として用いられるガスの供給量を適正に保つことができるものであること。 (3)外気と遮断されたものであること。 (4)反応に必要な薬剤として用いられるガスの供給装置が設けられていること。 (5)爆発を防止するために必要な措置が講じられていること。 (6)反応設備内の温度、圧力及び反応に必要な薬剤として用いられるガスの供給量を連絡的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。 (1)反応設備から排出された生成ガス中の粒子状の物質等及び塩化水素その他のガスを踏去することができるものであること。 (2)除去設備から排出された生成ガス中の主要な成分を測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。 二事故時における反応設備からのガスの漏出を防止することができる設備が設けられていること。 本粒子状の物質等を排出し、貯留することができる取出設備及び貯留設備(粒子状の物質等の飛散及び流出を防止することができるものに限る。)が設けられていること。
 (3)外気と遮断されたものであること。 (4)反応に必要な薬剤として用いられるガスの供給装置が設けられていること。 (5)爆発を防止するために必要な措置が講じられていること。 (6)反応設備内の温度、圧力及び反応に必要な薬剤として用いられるガスの供給量を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。 ハ次の要件を備えた除去設備が設けられていること。 (1)反応設備から排出された生成ガス中の粒子状の物質等及び塩化水素その他のガスを除去することができるものであること。 (2)除去設備から排出された生成ガス中の主要な成分を測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。 二 事故時における反応設備からのガスの漏出を防止することができる設備が設けられていること。 ホ 粒子状の物質等を排出し、貯留することができる取出設備及び貯留設備(粒子状の物質等の飛散及び流出を防止することができるものに限る。)が設けられていること。
 (4)反応に必要な薬剤として用いられるガスの供給装置が設けられていること。 (5)爆発を防止するために必要な措置が講じられていること。 (6)反応設備内の温度、圧力及び反応に必要な薬剤として用いられるガスの供給量を連絡的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。 ハ、次の要件を備えた除去設備が設けられていること。 (1)反応設備から排出された生成ガス中の粒子状の物質等及び塩化水素その他のガスを踏去することができるものであること。 (2)除去設備から排出された生成ガス中の主要な成分を測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。 ニ 事故時における反応設備からのガスの漏出を防止することができる設備が設けられていること。 ホ 粒子状の物質等を排出し、貯留することができる取出設備及び貯留設備(粒子状の物質等の飛散及び流出を防止することができるものに限る。)が設けられていること。
 (5)爆発を防止するために必要な措置が講じられていること。 (6)反応設備内の温度、圧力及び反応に必要な薬剤として用いられるガスの供給量を連絡的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。 ハ次の要件を備えた除去設備が設けられていること。 (1)反応設備から排出された生成ガス中の粒子状の物質等及び塩化水素その他のガスを踏去することができるものであること。 (2)除去設備から排出された生成ガス中の主要な成分を測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。 ニ 事故時における反応設備からのガスの漏出を防止することができる設備が設けられていること。 ホ 粒子状の物質等を排出し、貯留することができる取出設備及び貯留設備(粒子状の物質等の飛散及び流出を防止することができるものに限る。)が設けられていること。
 (6)反応設備内の温度、圧力及び反応に必要な薬剤として用いられるガスの供給量を連続 的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。 ハ 次の要件を備えた除去設備が設けられていること。 (1)反応設備から排出された生成ガス中の粒子状の物質等及び塩化水素その他のガスを除 去することができるものであること。 (2)除去設備から排出された生成ガス中の主要な成分を測定し、かつ、記録するための発 置が設けられていること。 二 事故時における反応設備からのガスの漏出を防止することができる設備が設けられてい ること。 ホ 粒子状の物質等を排出し、貯留することができる取出設備及び貯留設備(粒子状の物質 等の飛散及び流出を防止することができるものに限る。)が設けられていること。
 的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。 ハ 次の要件を備えた除去設備が設けられていること。 (1)反応設備から排出された生成ガス中の粒子状の物質等及び塩化水素その他のガスを腐去することができるものであること。 (2)除去設備から排出された生成ガス中の主要な成分を測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。 ニ 事故時における反応設備からのガスの漏出を防止することができる設備が設けられていること。 ホ 粒子状の物質等を排出し、貯留することができる取出設備及び貯留設備(粒子状の物質等の飛散及び流出を防止することができるものに限る。)が設けられていること。
 ハ 次の要件を備えた除去設備が設けられていること。 (1)反応設備から排出された生成ガス中の粒子状の物質等及び塩化水素その他のガスを腐去することができるものであること。 (2)除去設備から排出された生成ガス中の主要な成分を測定し、かつ、記録するための発置が設けられていること。 ニ 事故時における反応設備からのガスの漏出を防止することができる設備が設けられていること。 ホ 粒子状の物質等を排出し、貯留することができる取出設備及び貯留設備(粒子状の物質等の飛散及び流出を防止することができるものに限る。)が設けられていること。
 (1)反応設備から排出された生成ガス中の粒子状の物質等及び塩化水素その他のガスを照 去することができるものであること。 (2)除去設備から排出された生成ガス中の主要な成分を測定し、かつ、記録するための発 置が設けられていること。 二 事故時における反応設備からのガスの漏出を防止することができる設備が設けられてい ること。 ホ 粒子状の物質等を排出し、貯留することができる取出設備及び貯留設備(粒子状の物質 等の飛散及び流出を防止することができるものに限る。)が設けられていること。
 去することができるものであること。 (2)除去設備から排出された生成ガス中の主要な成分を測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。 二事故時における反応設備からのガスの漏出を防止することができる設備が設けられていること。 ホ粒子状の物質等を排出し、貯留することができる取出設備及び貯留設備(粒子状の物質等の飛散及び流出を防止することができるものに限る。)が設けられていること。
 置が設けられていること。 二 事故時における反応設備からのガスの漏出を防止することができる設備が設けられていること。 ホ 粒子状の物質等を排出し、貯留することができる取出設備及び貯留設備(粒子状の物質等の飛散及び流出を防止することができるものに限る。)が設けられていること。
 二事故時における反応設備からのガスの漏出を防止することができる設備が設けられていること。 ホ粒子状の物質等を排出し、貯留することができる取出設備及び貯留設備(粒子状の物質等の飛散及び流出を防止することができるものに限る。)が設けられていること。
ること。 ホ 粒子状の物質等を排出し、貯留することができる取出設備及び貯留設備(粒子状の物質 等の飛散及び流出を防止することができるものに限る。)が設けられていること。
ホ 粒子状の物質等を排出し、貯留することができる取出設備及び貯留設備(粒子状の物質 等の飛散及び流出を防止することができるものに限る。)が設けられていること。
等の飛散及び流出を防止することができるものに限る。)が設けられていること。
イ次の要件を備えた供給設備が設けられていること。
(1) ポリ塩化ビフェニル汚染物を破砕することができるものであること。
(2) ポリ塩化ビフェニル汚染物の供給量を調節することができるものであること。
ロ次の要件を備えた反応設備が設けられていること。
(1) 高温に耐え、かつ、腐食を防止するために必要な措置が講じられた反応器を有するこ
と。
(2) ポリ塩化ビフェニルの分解に必要な温度、圧力、反応器の回転数及び滞留時間を適正
に保つことができるものであること。
(3) 外気と遮断されたものであること。
(4) 爆発を防止するために必要な措置が講じられていること。 (5) 反応器内の温度及び反応器の回転数を連続的に測定し、かつ、記録するための装置 <u>が</u>
(3) 反応語内の温度及び反応語の直接数を運ぶ時に測定し、がり、記録するための表面、 設けられていること。
八反応器から排出された生成ガス中の粒子状の物質等及び塩化水素その他のガスを除去す
ることができる除去設備が設けられていること。

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

			資料番号	류 1 - 2	担当課	循環型社会推 進課
计 办夕	廃棄物の処理及び清掃に関す	根拠条項	15 条の3の	3 不利益処	産業廃棄物処	理施設に係る熱
法令名	る法律	低地示填	第5項	分の種類	回収施設の認	定の取消し
_	事故時における反応器か	らのガスの	扇出を防止す	ることがで	きる設備が設	けられている
	こと。					
	粒子状の物質等を排出し、				•	
	等の飛散及び流出を防止する			る。)が設け	られているこ	と。
	溶融分解方式の施設にあつ		-			
-	次の要件を備えた供給設				+ 7 - 1.45-	* 7 + 0 - 7 +
	(1) ポリ塩化ビフェニル汚	栄物を破砕	し、又は谷器	寺へ允しん	りることかで	さるものです
	ること。	カルターク (十40年	ミナ 知俗すて	ーレがづきる	ィナのズキス・	- L
	(2) ポリ塩化ビフェニル汚約 次の要件を備えた反応設け				20000000	
	(1) 高温に耐え、かつ、腐				いっちん いろこ	- J-
	(2) ポリ塩化ビフェニル汚					
	及び滞留時間を適正に保					······································
	(3) 外気と遮断されたもの			0-0-00		
	(4) 爆発を防止するために		が講じられて	いること。		
	(5) 反応設備内の温度及び				するための装	置が設けられ
	ていること。					
Л	次の要件を備えた除去設(荷が設けら れ	れていること。	,		
	(1) 反応設備から排出され	た生成ガス	中の粒子状の	物質等及び	塩化水素その	他のガスを
	去することができるもの					
	(2) 除去設備内の生成ガス(の温度を連続	続的に測定し	、かつ、記	録するための	装置が設け
	れていること。				/· - + - • - • - • - • - • - • - • - • - •	
	(3) 除去設備から排出され		甲の王要な成	分を測定し、	、かつ、記録	するための
_	置が設けられていること。		の混山を陸山	オスートが	∽キ z き∩供お	ビルナンわてい
	事故時における反応設備 ること。	1,20170	の漏击を内止	.9 るここか	てきる政権が	
	っここ。 粒子状の物質等を排出し、	貯留する	ことができる	取屮誤借乃	7、昨空铃选(粒子状の物質
	等の飛散及び流出を防止する					
	第七条第十三号に掲げる施設					0
	事故時における受入設備、				-	フェニルの
ЦX	設備からの廃油、廃酸又は	廃アルカリの	の流出を防止	するために	必要な流出防	止堤その他(
設	備が設けられ、かつ、当該	施設が設置	される床又は	地盤面は、	廃油、廃酸又	は廃アルカ
	浸透しない材料で築造され、			-		
	ポリ塩化ビフェニル汚染物	••••			理に伴つて生	じた産業廃棄
	の性状を分析することができ			ること。		
	分離方式の施設にあつては、		-			
イ	次の要件を備えた分離設金	声か言分すらま	<u>コブレス ニ レ</u>			

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

				資料番号	1 - 2		担当課	循環型社会推 進課
法令名	廃棄物の処理及び清掃に関す	根拠条項	15	条の3の3	不利益処	産	業廃棄物処	理施設に係る熱
	る法律		第5		分の種類		収施設の認知	
	(1) 分離設備内をポリ塩化						-	つ、これらを
	保つことができる温度制						-	
	(2) 分離設備内の温度及び	圧力を連続	的に	測定し、か	つ、記録で	する	ための装	置が設けられ
_	ていること。	++ / ⁽⁾						
	次の要件を備えた回収設備						南し	かつ こち た
			-			よ温	度とし、	かり、これを
	保つことができる温度制約 (2) 回収設備内の温度を連約				-	ליג ע	害がショント	にわているー
	(2) 回収設備内の温度を建築	初口リーク別と	U,	パ・ノ、 市山亚米	9 312000	り衣	「国川」「取り	511(112)
	 (3) 回収設備から排出され [;]	る排気によ	ろ生	活得谙保全	トの支障が	が生	じかいよ	うにすること
	ができる排気処理装置等が					5 -		
Л	ポリ塩化ビフェニルの分離		-		業廃棄物	を、	飛散及び	流出を防ぎな
	がら排出し、貯留することが							
								-